

糸魚川市ガス事業譲渡及び
上下水道事業包括委託

実施方針

令和7年2月19日

糸魚川市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 4事業に関する事項	1
(1) 4事業の名称	1
(2) 公共施設等の管理者の名称	1
(3) 事業の背景・目的	1
(4) ガス事業譲渡の概要	1
(5) 上下水道事業包括委託の概要	2
(6) 4事業における基本運営方針	5
(7) ガス事業譲渡における要請事項	5
(8) 官民共同出資会社の概要	6
(9) 市から官民共同出資会社への職員の派遣	8
(10) 特定事業の選定方法等に関する事項	8
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 募集及び選定方法	9
2 募集及び選定スケジュール（予定）	9
3 応募者の参加資格要件等	9
(1) 応募者の構成	9
(2) 共通の応募資格要件	10
(3) 応募企業、担当企業に求められる要件	10
(4) 参加資格確認基準日	11
(5) 参加資格を喪失した場合の取扱い	12
4 審査及び選定手続	12
(1) 選定委員会の設置	12
(2) 募集要項等の公表	12
(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	12
(4) 参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）の受付	12
(5) 対話等の実施	12
(6) 提案内容審査	12
(7) 審査結果の公表	13
(8) 募集の取消し	13
5 優先交渉権者選定後の手続	13
(1) 基本協定の締結	13
(2) 株主間協定の締結	13
(3) 官民共同出資会社の設立	14
(4) 優先交渉権者による運営準備行為	14
(5) 契約の締結	14
(6) 事業の開始	14
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15

1	リスク分担の基本的な考え方	15
2	事業の実施状況のモニタリング	15
3	保険	15
4	官民共同出資会社の権利義務等に関する制限及び手続	15
	(1) 契約上の地位等の処分	15
	(2) 官民共同出資会社による株式の新規発行	15
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1	ガス事業譲渡対象施設の概要	16
	(1) 概要	16
	(2) 所在地等	16
	(3) 糸魚川市ガス供給区域図	16
2	上下水道事業包括委託対象施設の概要	16
	(1) 業務対象施設の概要	16
第5	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	17
1	係争事由に係る基本的な考え方	17
2	管轄裁判所の指定	17
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1	事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
	(1) 官民共同出資会社の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
	(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	18
	(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合	18
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3	その他の措置及び支援に関する事項	19
第8	その他事業の実施に関し必要な事項	20
1	実施に関して使用する言語及び通貨	20
2	実施方針に関する現地見学会	20
	(1) 開催日時及び場所	20
	(2) 申込方法	20
3	開示資料の貸与	20
	(1) 開示資料	20
	(2) 開示資料貸与申込書及び誓約書の提出	20
	(3) 貸与資料の破棄	21
4	実施方針に関する意見又は質問の受付	21
	(1) 受付期間	21
	(2) 提出方法	21
	(3) 意見書・質問書に対する回答方法	21
	(4) 意見書・質問書に対する回答予定日	21

(5) 意見書・質問書に対するヒアリング	22
5 連絡先及び情報提供	22
(1) 連絡先	22
(2) 情報提供	22
別紙1 官民共同出資会社の運営スキーム（参考）	23
別紙2 リスク分担表	24
別紙3 糸魚川市ガス供給区域図	26
別紙4 水道事業に係る対象施設の概要	27
別紙5 下水道事業に係る対象施設の概要	30

第1 特定事業の選定に関する事項

1 4事業に関する事項

(1) 4事業の名称

糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託

(2) 公共施設等の管理者の名称

糸魚川市長 米田 徹

(3) 事業の背景・目的

糸魚川市（以下「市」という。）は、ガス事業、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下「ガス上下水道事業」という。）を公営企業として運営している。近年、これらの事業を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少等に伴う需要・料金収入の減少、施設・設備の老朽化に伴う更新需要の拡大・維持管理費の増加、耐震化等への対応、職員数の削減や職員の高齢化といった、事業を持続するために解決すべき多くの課題に直面している。ガス事業については、他エネルギーとの競争が激化しており、環境の変化に柔軟に対応し、顧客サービスの充実に迅速に図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、市では、令和6年度に、これらの事業のあり方について検討を行った。その結果、新たに「官民共同出資会社」を設立し、同社にガス事業は「事業譲渡」、水道事業、簡易水道事業及び下水道事業（以下3事業で「上下水道事業」という。）は「包括的民間委託（維持管理・更新一体型）」とすることで、ガス上下水道事業の一体的な運営と技術継承をしていくことが望ましいとの結論に至った。

あり方検討の結果を受け、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託（以下「4事業」という。）を実施する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループの各法人の総称とする。以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者のうち出資する民間事業者（2以上の法人から構成される民間事業者のグループが選定された場合は、当該グループで出資する各法人の総称とする。以下「出資企業」という。）と市が設立した官民共同出資会社と、ガス事業の譲渡契約を締結するとともに、上下水道事業の包括的民間委託契約を締結し、4事業を実施することを計画している。

なお、上下水道事業包括委託（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、民間事業者の持つ技術力やノウハウを最大限活用して効率的・効果的に実施することによる財政負担の抑制を目的として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施する。

(4) ガス事業譲渡の概要

ア 対象事業

譲渡する事業は、市が経営するガス事業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項第7号に定める事業で市が経営する事業（以下「ガス事業」という。）の一切である。

ガス事業は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定するガス小売事業及び同条第5項に規定する一般ガス導管事業に該当する。

イ 譲渡資産

譲渡資産は、令和9年3月31日現在のガス事業の固定資産¹（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（現金・預金は除く）である。

ただし、私有地や行政財産の土地に立地するガス設備等の資産については、土地を賃貸し、又は使用許可を付与した上、譲渡することとする。

なお、ガス水道局庁舎は譲渡しないが、ガス水道局庁舎の一部については、市より行政財産の貸付を受けることで使用が可能である。詳細については、募集要項等の公表時に示す。

ウ 事業譲渡の時期

令和9年4月1日0時

エ 固定資産税・道路占用料

市は、譲渡対価の算定上一定考慮する。

オ 市の関与

- ① 市は、円滑な事業承継に必要な期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき、職員派遣を行う。
- ② 市は、柔軟な企業活動を阻害しない範囲で、ガス事業を承継して運営する官民共同出資会社へ出資するとともに、事業状況の確認を行う。
- ③ 市の出資比率、出資額の上限については、（8）官民共同出資会社の概要にて示す。
- ④ 市は、事業譲渡日から3年後を目処に、官民共同出資会社におけるガス上下水道事業の一体運営や技術継承等の状況を確認し、上記②の継続の必要性を判断する。
- ⑤ その他ガス事業譲渡の円滑な実施のために必要な措置等について、公募の過程で、応募者と市の間で協議を行うこととする。
- ⑥ 市は、譲渡対象資産等に関して、一切の契約不適合責任は負わない。

（5）上下水道事業包括委託の概要

ア 対象事業

本事業は、ガス水道局で所管している次の3事業における施設管理、改築、各種調査・計画策定業務等である。

- ① 水道事業
- ② 簡易水道事業
- ③ 下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業）

イ 対象施設

本事業の対象となるのは、市が整備し管理する水道施設、下水道施設の全てである。

- ① 水道施設
水源、浄水場、配水池、管路など、全ての施設
- ② 下水道施設
処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設

¹ 一部資産（青海事務所の庁舎利用権等）は対象外とする

- ③ 農業集落排水施設
処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設
- ④ 漁業集落排水施設
処理場、マンホールポンプ場、管路など、全ての施設
- ⑤ 合併処理浄化槽
合併処理浄化槽など、全ての施設

ウ 業務範囲

官民共同出資会社が行う業務範囲は、以下に示す業務である。

- ① 水道施設に関する業務
 - a 水道施設管理業務
 - ・ 運転監視業務
 - ・ 保守点検整備業務
 - ・ 水質検査業務
 - ・ 調達管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ その他業務
 - b 水道施設改築業務
 - ・ アセットマネジメント計画（案）策定業務
 - ・ 改築設計業務
 - ・ 改築工事業務
 - c 水道事業各種調査・計画策定業務
 - ・ 水道ビジョン及び経営戦略の見直し業務
- ② 下水道施設に関する業務
 - a 処理場施設等管理業務
 - ・ 運転管理業務
 - ・ 保守点検業務
 - ・ 調達管理業務
 - ・ 情報管理業務
 - ・ 廃棄物等収集運搬業務
 - ・ その他業務
 - b 処理場施設等改築業務
 - ・ ストックマネジメント（案）作成業務
 - ・ 改築設計業務
 - ・ 改築工事業務
 - c 汚水管路施設等管理業務
 - ・ 計画的維持管理業務
 - ・ 住民対応業務
 - ・ 廃棄物等収集運搬業務
 - ・ 情報管理業務
 - d 汚水管路施設等改築業務
 - ・ ストックマネジメント（案）作成業務

- ・改築設計業務
- e 下水道事業各種調査・計画策定業務
 - ・下水道法事業計画変更、都市計画法事業計画認可変更業務
 - ・下水道経営戦略見直し業務

③ 浄化槽管理業務

- ・浄化槽法第 11 条検査業務
- ・保守点検業務
- ・浄化槽法第 7 条検査業務

④ 料金徴収・窓口関係業務

- ・料金徴収業務
- ・窓口関係業務
- ・給水装置、排水設備に関する業務
- ・受益者負担金及び分担金に関する業務

⑤ システム保守業務

- ・マッピングシステム保守業務
- ・水道マッピングシステムデータメンテナンス業務
- ・料金システム保守業務

⑥ 水道事業及び下水道事業

a 緊急時対応業務

- ・設備故障対応業務
- ・苦情対応業務
- ・地震時緊急点検業務
- ・非常配備業務
- ・その他、市からの協力要請による業務

b 附帯業務

- ・官民共同出資会社の提案で市との協議を経て実施するシステム構築や遠方監視システム更新

c 任意業務

- ・優先交渉権者又は官民共同出資会社の提案による事業

エ 業務要求水準

本事業を実施する上で官民共同出資会社が満たすべき業務の水準は「要求水準書」に定める。要求水準書は官民共同出資会社が具体的な実施方法等を提案する上で指針とするものである。なお、官民共同出資会社による業務開始後、官民共同出資会社の経験と創意工夫に基づく提案が現行の要求水準よりも優れていると判断された場合には、要求水準書の見直しについて協議するものとする。

オ 委託方式

本事業は、複数年契約により各種業務を包括的民間委託とする。

カ 委託期間

本事業の委託期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの10年間とする。

項目	予定
委託契約の締結	令和8年9月以降
業務実施時期	令和9年4月～令和19年3月（10年間）
委託契約終了	令和19年3月

キ モニタリングに関する事項

市は、官民共同出資会社の業務実施状況についてモニタリングを行うものとする。

ク 許認可等の取得に関する事項

本事業実施に関し、許認可等の申請・届出は市が行うが、書類等の作成にあたって、官民共同出資会社は市を支援すること。官民共同出資会社が自ら行うべき申請・届出については、市は官民共同出資会社を支援する。

ケ 法令等の遵守

官民共同出資会社は、本事業の実施に当たって、水道法（昭和32年法律第177号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

詳細については、要求水準書のとおりとする。

(6) 4事業における基本運営方針

官民共同出資会社は、ガス上下水道事業の一体的な経営を行うことにより、効率的な経営基盤を構築し、それによってガス・水道・下水道の持続的な安定供給を図るものとする。

また、「糸魚川市ガス上下水道事業における今後の官民連携のあり方について（提言）」（令和6年8月公表）の内容を前提として、次の事項を履行、遵守しなければならないものとする。

ア 4事業は、市民生活の基盤となるインフラ事業であることから、災害対応を含め十分な安全対策や安定的な事業運営を行うこと。

イ インフラサービスを受ける市民に対し、安全・安定的なサービス提供を行っていくことを前提とし、地元事業者への配慮・育成など、地域に根差した事業運営を行うこと。

ウ ガス上下水道事業での市民サービスにおける、一体的な業務体制を維持すること。また、ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、引き続き一体的な発注とすること。

(7) ガス事業譲渡における要請事項

ア 料金・お客様サービスについて

ガス料金は、原料費調整制度及びガス卸価格の変更による価格変動分を除き、事業譲渡後

3年間は、現行の料金水準を上回らないようにすること。

イ 地元のガス関係企業等の処遇について

市の入札参加資格のあるガス本管工事業者について、譲渡後も工事を担当できる資格を付与するなどの措置を講じること。また、事業譲渡時のガス供給施設指定工事業者を指定工事店として認定し、優先的に発注するよう努めること。加えて、講習等を実施し、常に技術力向上のために誠意をもって対応すること。

ウ 地域貢献、地元雇用について

保安確保のため、ガス事業がその事業遂行において行ってきた地元事業者の活用や地元雇用を維持・拡大するように努めること。

エ 市が委託している検針業務に従事する検針員について

現在、市が検針業務を委託している検針員が希望するときは、業務委託等の継続について努力すること。

オ 市職員の雇用について

市職員で本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

カ お客様に対する利便性の確保について

お客様からの相談等に対応できる窓口の設置等、サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。

キ 行政との連携について

ガス上下水道事業一体でのサービス提供の維持のため、平常時から行政との密接な連携、協力を図ること。ガス水道工事は、これまで一体的な工事の実施を行ってきたことを踏まえ、市、道路管理者等と情報交換を行う等、引き続き一体的な発注に努めること。

(8) 官民共同出資会社の概要

ア 設立に関する事項

① 組織の設立

a 市と出資企業は、令和8年6月以降に会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として官民共同出資会社を設立する。

b 官民共同出資会社の運営に必要な人員については、出資企業が確保すること。その際、地域での新規採用等を通じて地元雇用の維持・拡大に努めること。

② 組織の運営

a 市は株主としての官民共同出資会社への関与の方法等を定めるため、基本協定・株主間契約を締結する。

b 市は（4）ガス事業譲渡の概要より、ガス事業の一切を官民共同出資会社へ譲渡する。

c 市は（5）上下水道事業包括委託の概要より、対象となる上下水道事業について、上下水道事業包括委託として官民共同出資会社に発注する。

d 官民共同出資会社の経営については、出資企業が主体となって行うものとし、ガス事業

によって得た収益と市から受託する本事業の委託費を主な原資として経営する。市は本事業の委託費を除き、その他費用は負担しない。

なお、官民共同出資会社の運営スキームについては、参考資料として「別紙1 官民共同出資会社の運営スキーム（参考）」に示す。

イ 組織概要

① 商号

会社の商号は、出資企業が立案し、市と協議の上、決定する。

② 主たる事業所

新潟県糸魚川市に置く。

③ 資本金

出資企業の提案による。

④ 出資構成

a 出資割合は、市が3～10%、出資企業が90～97%を出資する。

b 市からの出資上限額は、50,000千円程度を想定する。なお、出資金のうち、資本金への計上額については、出資企業の提案によるものとする。

⑤ 機関構成

a 官民共同出資会社は、取締役会及び監査役設置会社とする。

b 会計監査人を設置することとする。

c 取締役は3名以上とし、うち1名は市が単独で指名するものとする。市が指名する取締役は代表権を有しない。

⑥ 株式

a 官民共同出資会社は、すべての株式に譲渡制限を設けた譲渡制限会社とする。

b 市及び出資企業は、官民共同出資会社の設立の日から10年間、第三者への株式の譲渡を行わない。

c 株式の譲渡承認は、取締役会又は市の承認を必要とする。

⑦ 業務領域

a ガス事業

(4) ガス事業譲渡の概要より、ガス事業の一切とする。

b 上下水道事業

(5) 上下水道事業包括委託の概要より、上下水道事業包括委託の業務範囲となる。

⑧ 従業員

官民共同出資会社の従業員としては以下を想定する。運営に必要な人員については、「c 市の退職派遣者」の人数を勘案しつつ、「a 新規採用」又は「b 出資企業からの社員出向等」について、出資企業が確保することとする。

- a 新規採用（地元雇用等）
- b 出資企業からの社員出向等
- c 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づく市の退職派遣者

⑨ 官民共同出資会社の資金調達

市は、官民共同出資会社が行う資金調達に対し、損失補償を行わない。

(9) 市から官民共同出資会社への職員の派遣

市は、一定期間、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づく退職派遣制度により、業務の適切な引継ぎ及び市における災害等に対応するために必要な技術力を維持することなどを目的として、市と官民共同出資会社が別途取り交わす覚書（派遣職員の派遣期間、身分その他の労働条件の取扱い等について定めたものをいう。）に基づき、市職員を官民共同出資会社に派遣するものとする。派遣する市職員の職種、市から派遣することを想定する派遣人数、派遣期間等は、募集要項等に示し、又は「第24（5）対話等の実施」に規定される、対話等を通じて決定する。

なお、派遣職員に係る給与その他の労働条件については、市の水準を基本とし、その費用については、官民共同出資会社の負担とする。

(10) 特定事業の選定方法等に関する事項

ア 選定方法

市は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成30年10月23日閣議決定）及びVFM（Value For Money）に関するガイドライン（令和5年6月2日改正）等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することにより市自らが実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、PFI法第7条の規定に基づき、本事業を特定事業に選定する。

イ 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業に選定した場合は、評価の内容とあわせて、市のホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載等により速やかに公表する。

また、特定事業に選定しなかった場合であっても同様とする。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

4事業の優先交渉権者の募集及び選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式。以下「本プロポーザル」という。）により行う。

なお、本プロポーザルにおける優先交渉権者は、「第2 5 優先交渉権者選定後の手続」にて規定する、基本協定を市と締結する。加えて、出資企業は株主間協定を市と締結し、市と共同で官民共同出資会社を設立することで、官民共同出資会社の経営に参与することを想定している。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

実施方針の公表後のスケジュール（予定）は概ね以下のとおりである。

時 期	内 容
令和7年2月	実施方針の公表
令和7年2月～4月	実施方針に関する意見・質問
令和7年5月～8月	特定事業の選定・公表
令和7年9月～10月	募集要項等の公表 募集要項等に関する意見・質問 資格審査書類の受付 資格審査結果の通知
令和7年10月以降	対話等 提案書類の提出 優先交渉権者の選定 基本協定及び株主間協定の締結 官民共同出資会社の設立 仮契約の締結 譲渡契約・委託契約等の締結
令和9年4月	4事業開始

3 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者の形態は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募グループの場合、参加資格要件を満たす者（以下「担当企業」という。）と、担当企業のうち官民共同出資会社への出資を行う者（以下「構成員」という。）で構成される。

ウ 応募グループの場合、構成員の中から当該グループを代表する企業（以下「代表企業」という。）1者を定めることとする。

エ 応募グループの場合、代表企業は、4事業の応募に係る手続のすべてを行う。代表企業以外の構成員が、代表企業の代わりに手続を行うことはできない。

オ 応募グループの場合、担当企業数は任意とするが、4事業の実施に関して、各担当企業が適切な役割を担う必要があることから、応募資格申請時において各担当企業が携わる業務に

ついて明らかにするものとする。

- カ 応募グループの場合、構成員数は任意とするが、4事業の実施に関して、ガス事業譲渡におけるガス事業、上下水道事業包括委託における維持管理業務、建設業務については、最低でも各1者の構成員が出資を通して、業務の責任を担う必要があるものとする。
- キ 4事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）において、提出後から官民共同出資会社との事業譲渡仮契約、業務委託仮契約及び本契約締結までの間、代表企業の変更、構成員の変更及び追加は認めない。ただし、構成員の変更については、事業提案書の提出期限までの間で市がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ク 参加資格審査書類の提出以降、応募企業、構成員又は担当企業は、同時に他の応募企業、構成員又は担当企業となることはできない。

(2) 共通の応募資格要件

応募企業、構成員又は担当企業は、次の各号に挙げる条件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- ウ 糸魚川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成27年糸魚川市告示第41号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- エ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- オ 4事業の事業者選定支援業務受託者及び当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）は、4事業の事業者選定に係る応募企業、応募グループの構成員又は担当企業となることはできない。4事業にかかる市の事業者選定支援業務に関与した者は次のとおりである。
 - EY ストラテジー・アンドコンサルティング株式会社（東京都千代田区）
 - 株式会社 NJS（東京都港区）
 - 弁護士法人関西法律特許事務所（大阪府中央区）
- カ 「第2 4（1）選定委員会の設置」にて規定する、糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会（仮）の委員が所属する企業、その親会社又は子会社でないこと。

(3) 応募企業、担当企業に求められる要件

応募企業又は担当企業は、ガス事業譲渡におけるガス事業を行う者、上下水道事業包括委託における維持管理業務を行う者、建設業務を行う者、計画・設計業務を行う者は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ア ガス事業譲渡に係る応募資格要件

応募企業又はガス事業譲渡に係るガス事業の担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、実績要件（以下項目のうち、①aを指す）については、応募企業又は担当企業が自ら実施した実績だけでなく、当該企業が、議決権付最大出資している会社実績についても認めることとする。

① ガス事業

a ガス小売事業及び一般ガス導管事業の事業実績を有すること。

イ 上下水道事業包括委託に係る応募資格要件

応募企業又は上下水道事業包括委託に係る各業務の担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。なお、実績要件（以下項目のうち、①a b c、②a、③a bを指す）については、応募企業又は担当企業が自ら実施した実績だけでなく、当該企業が、議決権付最大出資している会社実績についても認めることとする。

なお、その他業務履行上必要とする法令、制度等で定めた資格、許可条件を、応募企業及び応募グループとして満たすことができ、かつ、それらを満たす従事者を業務実施場所に配置することとする。

① 維持管理業務

維持管理業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づく水道施設の維持管理業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- b 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく分流式の終末処理場の維持管理業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- c 国内において、平成 27 年 4 月以降、DBO 方式（Design Build Operate）など設計・建設・運営を一体的に実施する事業の水道施設又は終末処理場の維持管理業務を、元請として 3 年以上継続して実施した実績を有する者であること。
- d 申請日において、糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていること。

② 建設業務

建設業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 国内において、平成 27 年 4 月以降、DBM 方式（Design Build Maintenance）又は DBO 方式（Design Build Operate）など設計・建設・運営を一体的に実施する事業方式にて、水道施設又は終末処理場の建設工事を、元請として施工し、引き渡した実績を有すること。なお、新設工事のみでなく、増設工事及び更新工事も実績として認める。
- b 申請日において、糸魚川市建設工事入札参加資格審査規程（平成 17 年糸魚川市告示第 10 号）に基づき対象工事の業種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

③ 計画・設計業務

計画・設計業務の応募企業又は担当企業は、以下に示す要件を満たさなければならない。

- a 水道事業に係るアセットマネジメント及びポンプ場施設に係る実施設計業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- b 公共下水道における下水処理施設に係るストックマネジメント及び実施設計業務を、元請として平成 27 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。
- c 申請日において、糸魚川市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成 17 年糸魚川市告示第 11 号）に基づき対象業務の業種に係る入札参加資格者名簿に登載されていること。

(4) 参加資格確認基準日

応募企業又は応募グループは、上記第 2 3 (1) から第 2 3 (3) イに示す参加資格要

件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、資格審査書類の提出締切日とする。

(5) 参加資格を喪失した場合の取扱い

応募企業又は応募グループの代表企業が、事業譲渡契約もしくは委託契約のうち、早い方の契約日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該応募企業並びに応募グループは失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請け負い、又は受託する予定であった業務について、新たに参加資格の確認及び市が認めた場合については、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める場合がある。

4 審査及び選定手続

(1) 選定委員会の設置

優先交渉権者の選定は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置された糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託事業者選定委員会（仮）（以下「委員会」という。）において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

(2) 募集要項等の公表

市は、4事業に係る募集要項等を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

ア 質問の受付

市は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

イ 回答の公表

市は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(4) 参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）を提出し参加資格の審査を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書（仮）及び応募資格確認申請書（仮）を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(5) 対話等の実施

市は、提案書類の提出までに対話を行い、その結果を踏まえ、契約書類（案）、要求水準書（案）等の変更を行う。

(6) 提案内容審査

参加資格があるとされた者は、様式集²に記載する方法に従い作成した提案書類を提出する。提案書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

² 様式集については、募集要項等公表時に示す。

提案内容に係る審査に当たっては、基本運営方針に沿った事業運営がより適切に実施される
と見込まれ、かつ創意工夫が認められる提案であることを重視する。

審査の過程において、委員会に対して提案内容に係るプレゼンテーションを行う機会を設け
ることを予定している。

市は、委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(7) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに市のホームペー
ジへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(8) 募集の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手續において、応募者がいない、又はいずれの応募
者も効率的かつ効果的であると合理的に認められない等の理由により、市が4事業を実施す
ることが適当でない判断した場合は、優先交渉権者を選定せず、募集を取り消すことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(9) 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は応募者に帰属する。ただし、4事業の公表及びその他、市が必要と認め
るときには、市は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、契約に至らなかった応募者の提案については、優先交渉権者選定結果の公表以外に
は使用しない。また、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保
護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等
を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

5 優先交渉権者選定後の手續

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければな
らない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に事業譲渡契
約・委託契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、市は審査で決定された順位に
従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、改めて基本協定の締結以降の手續を行うことが
できる。

なお、市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(2) 株主間協定の締結

市と出資企業は、募集要項等及び提案書に基づき、4事業の実施に必要な事項について協議
を行い、株主間協定を締結する。

(3) 官民共同出資会社の設立

市と出資企業は、事業主体となる官民共同出資会社として、令和8年6月以降に、会社法に規定する株式会社を糸魚川市内に設立する。

なお、4事業の実施期間中は官民共同出資会社の本社所在地を糸魚川市外に移転させないものとする。

(4) 優先交渉権者による運営準備行為

優先交渉権者は、契約の締結準備と並行して、運営開始に向けた準備行為として、現地調査を実施することができるほか、市と、4事業の運営を円滑に開始するための協議を行う。

(5) 契約の締結

市と官民共同出資会社は、基本協定書の内容に従い、速やかに契約を締結する。なお、市は、対話等に基づいて変更された契約書（案）の修正には、原則として応じない。

(6) 事業の開始

官民共同出資会社は、基本協定書に定める事業開始日に4事業を開始する。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、契約等に特段の定めのない限り、官民共同出資会社が負うものとする。

予想される主たるリスク及び市と官民共同出資会社の責任分担は、原則として「別紙2 リスク分担表」によるものとする。

2 事業の実施状況のモニタリング

官民共同出資会社が契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、官民共同出資会社の財務状況を把握するために、官民共同出資会社によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリング及び第三者によるモニタリングを行う予定である。要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、官民共同出資会社に対して改善措置等を求めるものとする。その際、官民共同出資会社のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合には、市は官民共同出資会社に代わり、本事業を実施することもある。その場合にかかる費用は、官民共同出資会社に求めることができるものとする。なお、モニタリングの主な対象は上下水道事業包括委託を想定しており、その具体的な方法等については、募集要項等の公表時に示す。

また、ガス事業については、「第1 1 (4) オ市の関与」より、ガス上下水道事業の一体運営や技術継承等の観点から株主としての確認を行う。

3 保険

官民共同出資会社は、本事業期間中、本事業の実施に必要な保険に加入しなければならない。なお、市が承諾したときは、官民共同出資会社が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4 官民共同出資会社の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 契約上の地位等の処分

官民共同出資会社は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(2) 官民共同出資会社による株式の新規発行

官民共同出資会社は、株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）のみを発行することができる。また、官民共同出資会社は、本議決権株式を新規発行する場合には、市の事前の承認を受ける必要がある。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 ガス事業譲渡対象施設の概要

(1) 概要

科目	所在概要
ガス事業施設	糸魚川市内一円

(2) 所在地等

糸魚川市内に所在する、都市ガス事業の用に供する施設の設置地点。

(3) 糸魚川市ガス供給区域図

「別紙3 糸魚川市ガス供給区域図」に示す。

2 上下水道事業包括委託対象施設の概要

(1) 業務対象施設の概要

水道事業に係る対象施設の概要を「別紙4 水道事業に係る対象施設の概要」、下水道事業に係る対象施設の概要を「別紙5 下水道事業に係る対象施設の概要」に示す。

なお、対象施設の詳細は、要求水準書（案）を参照のこと。

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と官民共同出資会社は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

契約に関連して発生したすべての紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は官民共同出資会社の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。なお、詳細については、募集要項等の公表時に示す。

(1) 官民共同出資会社の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 官民共同出資会社の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める官民共同出資会社の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は官民共同出資会社に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、官民共同出資会社が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

イ 官民共同出資会社の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、市は官民共同出資会社に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、官民共同出資会社は事業契約を解除できるものとする。

イ 上記アの規定により官民共同出資会社が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、官民共同出資会社は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 不可抗力その他市又は官民共同出資会社のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と官民共同出資会社は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、市又は官民共同出資会社は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により市又は官民共同出資会社が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

3 金融機関等と公共との協議

事業が適正に遂行されるよう、市は、官民共同出資会社に資金供給を行う融資団と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

官民共同出資会社が4事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

官民共同出資会社が4事業を実施するにあたり、国からの財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を官民共同出資会社が受けることができるように努める。

3 その他の措置及び支援に関する事項

市は、官民共同出資会社が4事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。

第8 その他事業の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

4事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 債務負担行為

必要な予算措置については、今後、債務負担行為を定めるよう手続を進めるものとする。

3 提案書類提出に伴う費用負担

提案書類提出に係る費用については、全て応募者の負担とする。

4 実施方針に関する現地見学会

(1) 開催日時及び場所

事前に受付をした者のみ参加することができる。

ア 開催日時：令和7年3月17日（月）～令和7年4月4日（金）のいずれかの日

① 所用時間は1社（または1グループ）で1日程度を予定している。

② 参加者が多数の場合は、複数回に分けて開催する場合がある。

イ 対象施設（予定）

① ガス事業…中央供給所

② 水道事業…水崎水源地、能生浄水場

③ 下水道事業…糸魚川浄化センター、青海浄化センター、能生浄化センター

(2) 申込方法

現地見学会への参加を希望する場合は、受付期限までに「様式1 実施方針公表に係る現地見学会参加申込書」を「第8 7（1）連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信すること。

ア 受付期限：令和7年3月7日（金）午後5時まで

イ 留意事項

① 参加者は4事業に参加を検討する民間企業等とし、1社（または1グループ）につき4名（車両は1台）までとする。

② 現地見学会に参加する者は、自ら実施方針を持参することとする。

③ 現地見学会中の写真撮影、映像撮影は許可するが、誘導する市職員の指示に従うこと。

④ 開催日時は、別途電子メールにて通知する。

5 開示資料の貸与

(1) 開示資料

市は、守秘義務の遵守等に関する誓約書の提出を条件とする開示資料を貸与する。追加の開示資料の要望がある場合、全ての者から要望を受け付け、開示可能な資料を募集要項等の公表時に示す。

(2) 開示資料貸与申込書及び誓約書の提出

開示資料の貸与を希望する者は、貸与を受けるため、開示資料貸与申込書と開示資料に関する誓約書を提出しなければならない。

ア 受付期間

令和7年2月19日(水)から令和7年3月7日(金)午後5時まで

イ 提出方法

「様式2 開示資料貸与申込書」及び「様式3 開示資料に関する誓約書」の記載事項を確認の上、「第8 7(1) 連絡先」の連絡先へ電子メールにて送信し、提出期限までに郵送等で送付すること。

ウ 貸与方法

開示資料貸与申込書及び開示資料に関する誓約書を「第8 7(1) 連絡先」の連絡先が受領後、速やかに、郵送等で送付する。

エ 第二次被開示者への開示方法

開示資料の貸与を受けた企業が、開示資料に関する誓約書記載の第二次被開示者に対して開示資料の全部又は一部を開示したときは、「様式4 第二次被開示者への資料開示通知書」を開示後速やかに提出すること。

(3) 貸与資料の破棄

開示資料の貸与を受けた企業及び当該企業から開示資料の開示を受けた第二次被開示者は、各々がその使用を終えた時点で、責任を持って同資料を破棄し、「様式5 破棄義務の遵守に関する報告書」を守秘義務の遵守に関する誓約書の定めに従い、市に郵送等で送付すること。

6 実施方針に関する意見又は質問の受付

(1) 受付期間

令和7年2月19日(水)から令和7年4月4日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

実施方針に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、「様式6 実施方針に関する意見書・質問書」に記入の上、「第8 7(1) 連絡先」の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、電子メールの提出件名は「糸魚川市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託 意見書・質問書□□」(□□は提出者名)とすることとし、提出者の所属企業名、所在地、担当者名、電話番号及びE-Mailアドレスを記載すること。なお、提出者は、電子メール発信後、「第8 7(1) 連絡先」の連絡先まで電話により受信確認を行うこと。

(3) 意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見及び質問のうち、市が必要と判断したもの及びその回答を、市のホームページにおいて公表する。

なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

(4) 意見書・質問書に対する回答予定日

令和7年4月25日(金)

(5) 意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

7 連絡先及び情報提供

(1) 連絡先

糸魚川市ガス水道局 経営係 (担当：小熊・横川) 住所：〒941-0056 新潟県糸魚川市一の宮 1-3-5 TEL：025-552-1540 FAX：025-552-0550 E-Mail：gas@city.itoigawa.lg.jp
--

(2) 情報提供

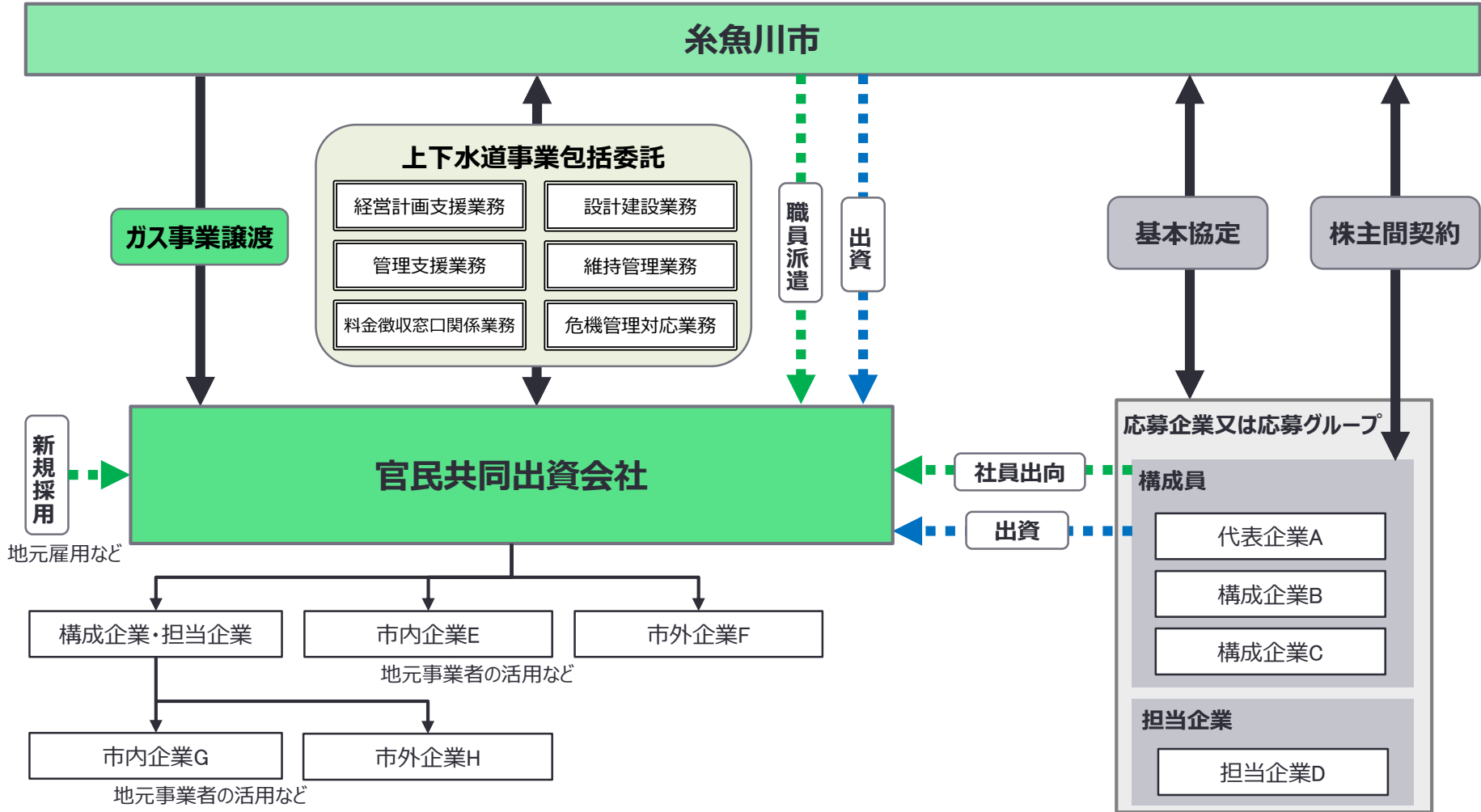
4 事業に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

糸魚川市ホームページ

(<https://www.city.itoigawa.lg.jp/>)

別紙1 官民共同出資会社の運営スキーム（参考）

図表1 官民共同出資会社の運営スキーム（参考）



別紙2 リスク分担表

図表 2 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	市	官民共同出資会社	
共通	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更等によるもの	○		
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○	
	契約リスク	優先交渉権者等と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○	
	税制変更リスク	法人税の変更及び官民共同出資会社の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの			○
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○		
	環境保全リスク	官民共同出資会社が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの			○
		官民共同出資会社以外が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気等）に関するもの	○		
	第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本事業を履行しても避けることができないもの		○	
		官民共同出資会社の業務履行上の過失により損害を及ぼす通常の不法行為によるもの			○
		施設の維持管理及び工事等、業務履行の不備・未達によるもの			○
		上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故等）	○		
	不可抗力によるリスク	災害、天災等によるもの	○		
	受託者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等			○
		官民共同出資会社のサービス水準の低下及び要求水準等の未達等			○
	委託者の債務不履行リスク	市による債務不履行	○		
	契約条件変更リスク	市の提示条件、指示及び判断の不備・変更による業務条件変更	○		
		上記以外の事由によるもの			○
	契約遅延リスク	市の計画・設計条件等の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○		
		上記以外のもの			○
	契約費用増加リスク	市の計画・設計条件等の変更による契約に必要な費用が増加するもの	○		
		上記以外のもの			○
	技術革新リスク	専ら官民共同出資会社の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合			○
	利用者対応リスク	本事業に履行に係る上下水道使用者からの苦情及びトラブル	※1		○
	事業終了時の延長リスク	官民共同出資会社の責による事象によるもの			○
		上記以外のもの	○		
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更	○		
		本事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更			○
	住民問題リスク	本事業を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○		
		官民共同出資会社の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟			○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○		△※2
国交付金リスク	国交付金が得られなかった場合、別途契約の工事は履行対象外とし、実施要領等に示した受託額が得られなくなるリスク			○	
	国交付金が得られなかった工事の実施リスク及び工事を実施しなかったことに起因した施設・管路の不具合等リスク	○			

リスクの種類		リスクの内容	市	官民共同出資会社
維持管理・設計・建設	施設の契約不適合リスク	改築後の施設・管路に契約不適合が見つかった場合	○	△※3
		未調査等の状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
		上記以外の既存施設の契約不適合	※4	○
	施設損傷リスク	官民共同出資会社の責（帰責事由）に起因するもの		○
		市の責（帰責事由）に起因するもの	○	
		上下水道使用者に起因するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	原水リスク	取水される原水の量及び水質が水道用として供する水準を保てなくなることに関するもの	○	
		官民共同出資会社の維持管理義務の不備・不履行に関するもの		○
	施設に関する突発修繕費増大リスク※5	官民共同出資会社の責による補修費の増大		○
上記以外によるもの		○		

※1 官民共同出資会社の責、もしくは過去業務におけるものはリスク分担を求めない。

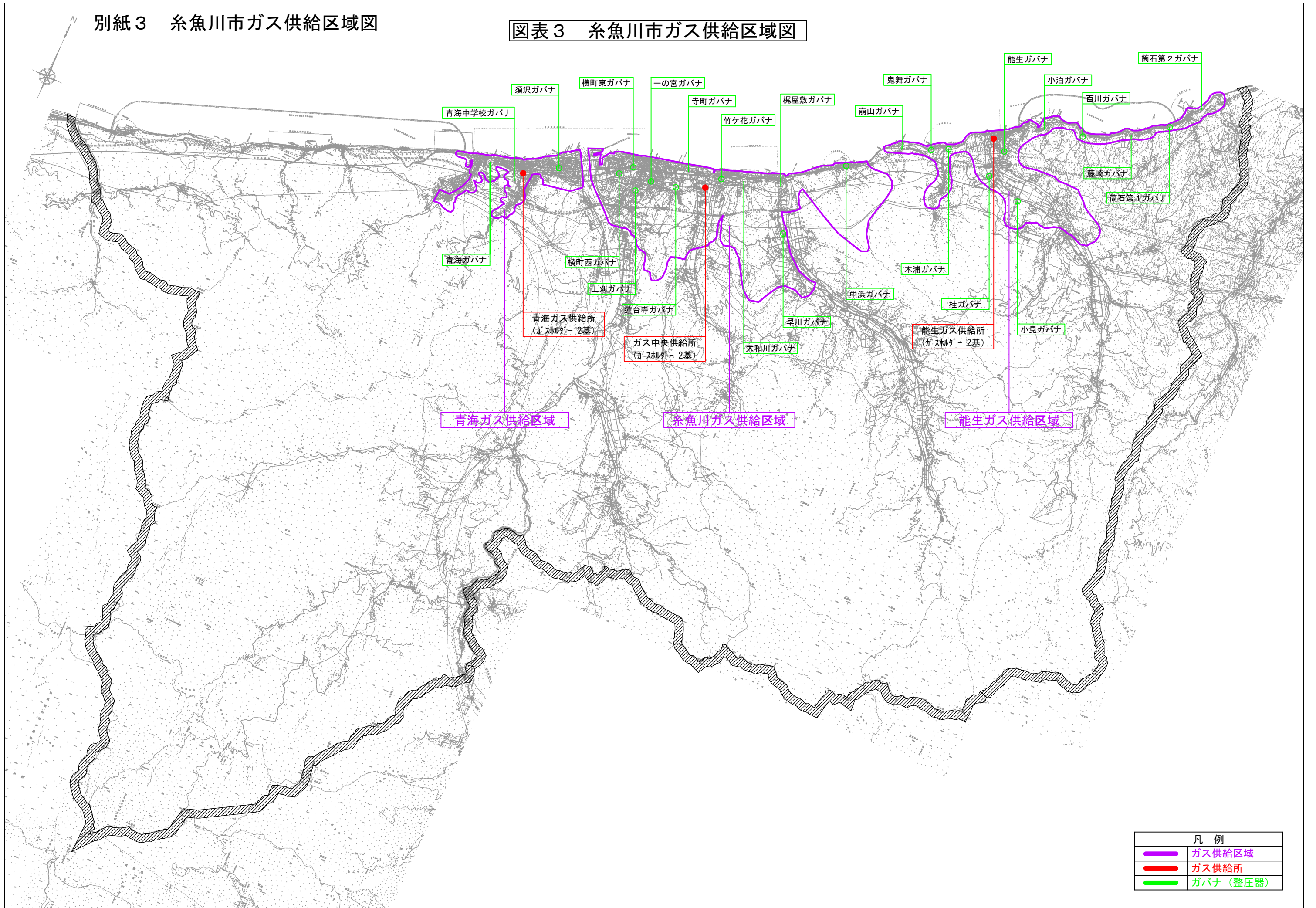
※2 物価変動については、原則市の負担とし、一定の費用変動以上の場合に費用改定を行う。

※3 契約不適合期間（原則2年）については、官民共同出資会社負担とし、以降については市の負担とする。

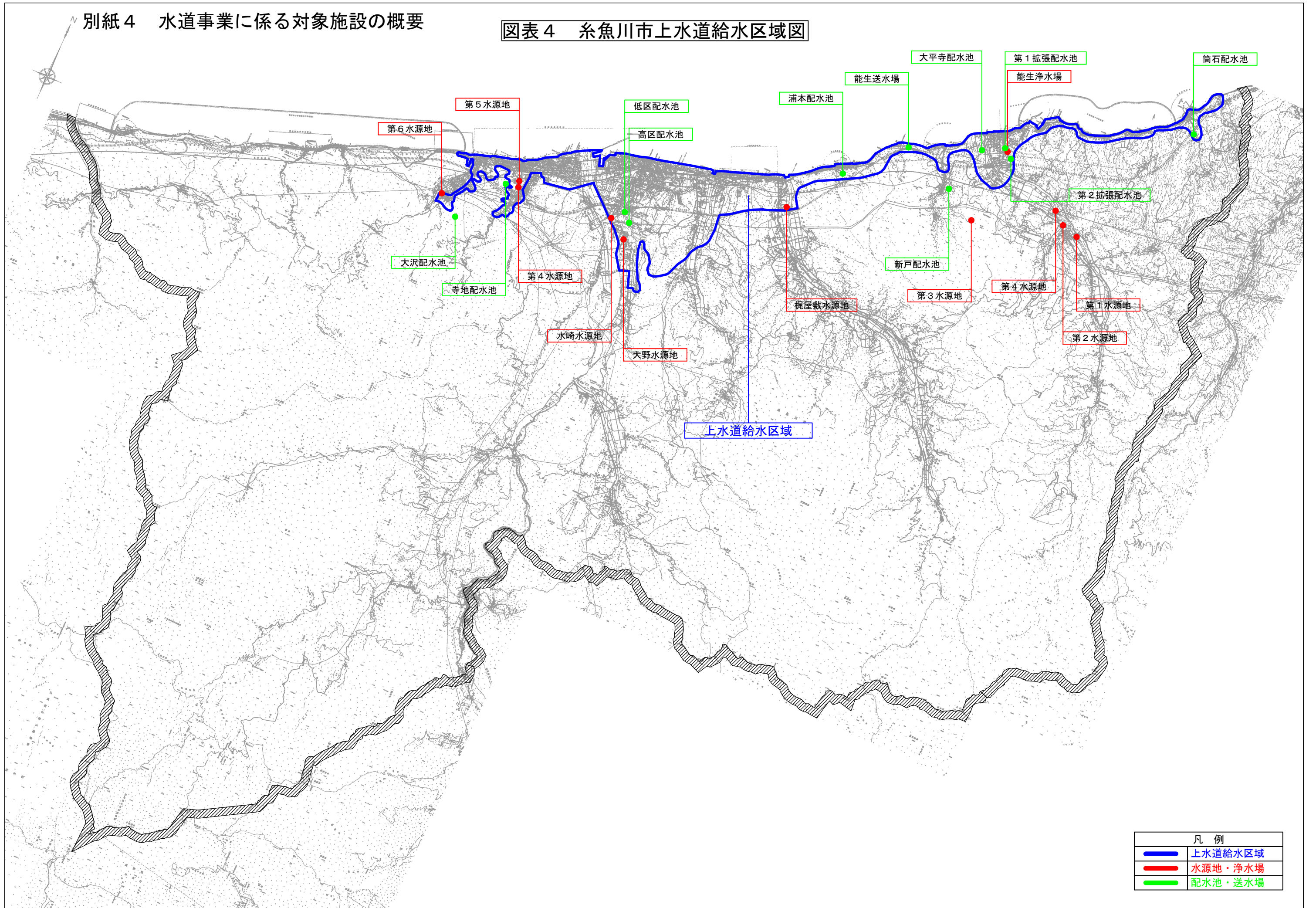
※4 適正な管理状態にある場合は、市にリスク分担を求めない。

※5 施設とは、「別紙4 水道事業に係る対象施設の概要」における水道事業及び簡易水道事業に係る対象施設（水源、浄水場、配水池等）、「別紙5 下水道事業に係る対象施設の概要」における下水道事業に係る施設（終末処理場、中継ポンプ場、マンホールポンプ等）が対象となる。

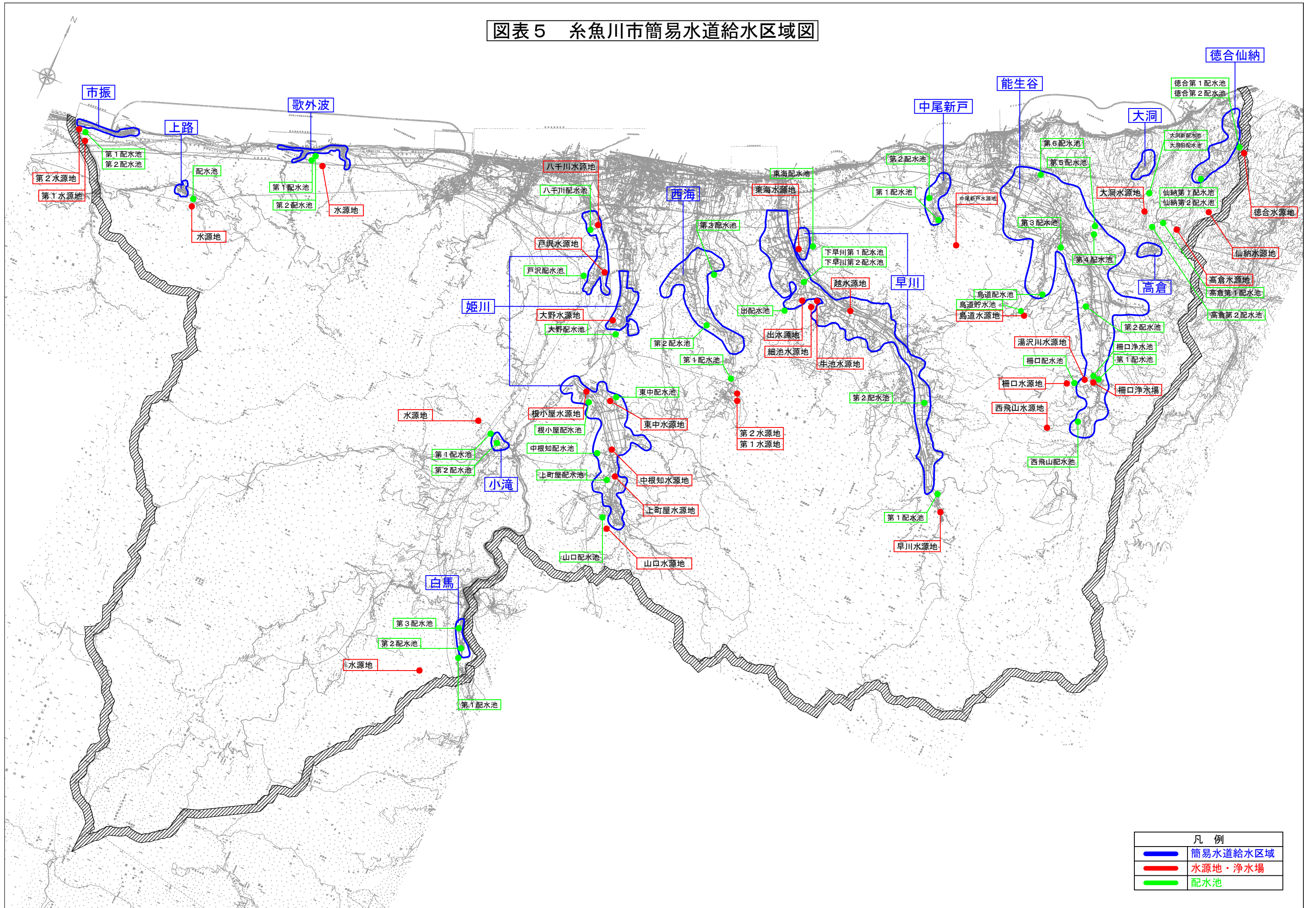
図表3 糸魚川市ガス供給区域図



図表4 糸魚川市上水道給水区域図



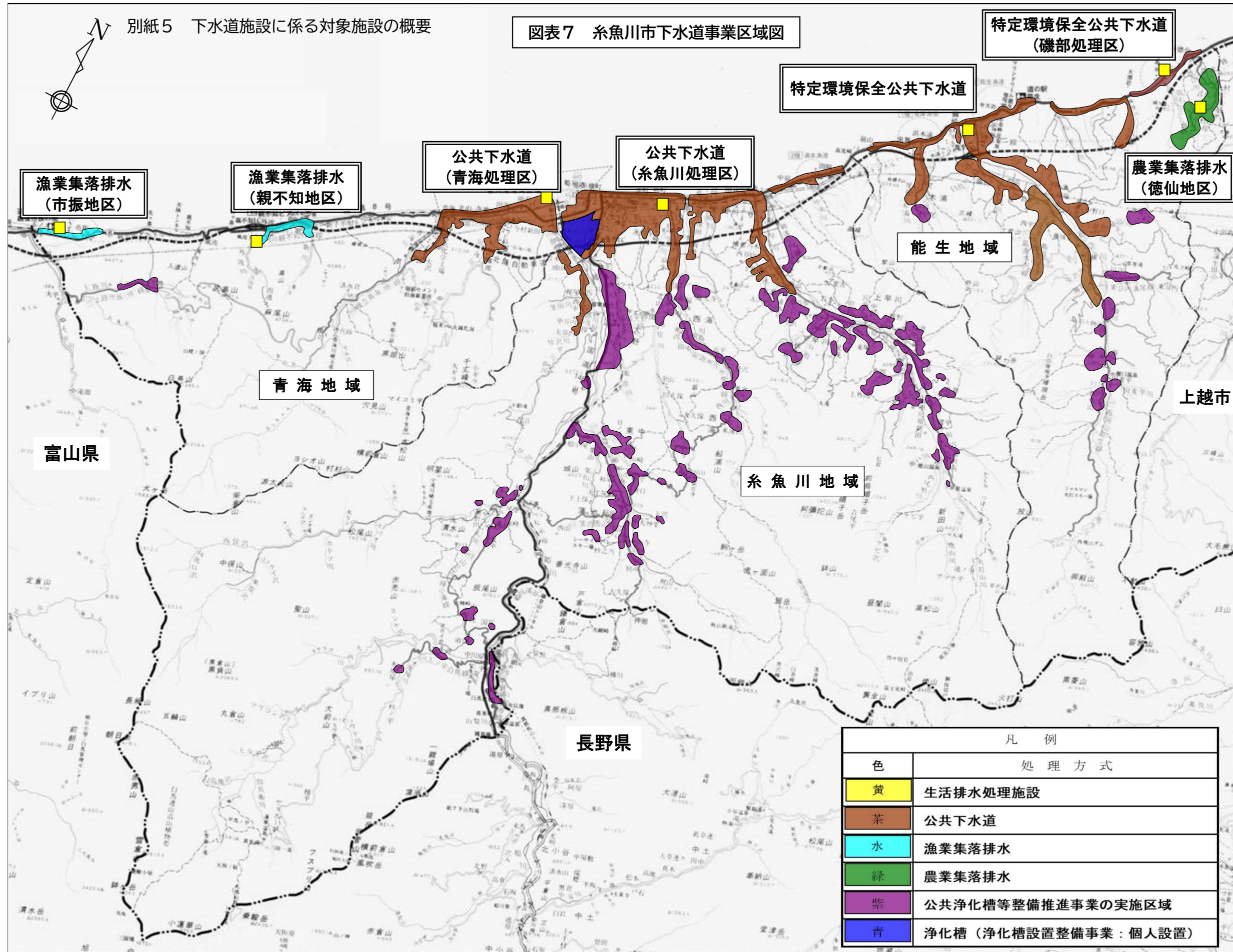
図表5 糸魚川市簡易水道給水区域図



図表 6 水道事業に係る対象施設の概要

事業種別	施設の概要			
	水源	浄水場	配水池	水道管路
上水道事業	12 カ所	1 カ所 (能生浄水場)	10 カ所	延長：361.6km
簡易水道事業	36 カ所	3 カ所 ・下早川浄水場 (緩速ろ過) ・柵口浄水場 (緩速ろ過) ・歌外波浄水場 (急速ろ過)	48 カ所	延長：237.3km

図表7 糸魚川市下水道事業区域図



図表 8 下水道事業に係る対象施設の概要

事業種別	処理区	処理施設			ポンプ場	管路延長
		施設名称	処理方法	計画処理能力 (m ³ /日)		
公共下水道事業	糸魚川処理区	糸魚川浄化センター	標準活性汚泥法	13,200	MP (58 箇所)	247km
	青海処理区	青海浄化センター	回転生物接触法 オキシデーション ディッチ法	3,500	八久保污水 中継ポンプ場 MP (27 箇所)	
特定環境 保全公共 下水道事業	能生処理区	能生浄化センター	回転生物接触法	3,130	能生谷污水 中継ポンプ場 小泊污水 中継ポンプ場 MP (10 箇所)	87km
	磯部処理区	磯部浄化センター	オキシデーション ディッチ法	680	川崎污水 中継ポンプ場 MP (11 箇所)	
農業集落 排水事業	徳仙処理区	徳仙処理場	JARUS-1Xiv 型	158.0 (最大)	MP (6 箇所)	8km
漁業集落 排水事業	親不知処理区	親不知処理場	オキシデーション ディッチ法	693.0 (最大)	MP (5 箇所)	11km
	市振処理区	市振処理場	オキシデーション ディッチ法	535.0 (最大)	MP (5 箇所)	
特定地域 生活排水 処理事業	合併処理浄化槽 (基)			1,228 (894 基)	—	—